

コミュニティユニオン東京・三多摩協議会

第3回定期大会議案

一、2016年の経過報告

(一) 私たちを取り巻く情勢とたたかい

1、安倍暴走政治にストップを

(1) 都議会議員選挙の結果で作られた情勢の変化

7月2日投票で闘われた東京都議会議員選挙は国政に大きな影響を与える選挙として、築地市場の豊洲移転をめぐる食の安全・安心をめぐる問題、加計学園・森友学園問題にみられる国政の私物化問題、そして自・公・維新の改憲策動を中心争点にして、自・公政治の継続か、それとも、政治の流れを変え国民のためのものにするのが争われました。

都議会議員選挙結果は、自民党が57議席から23議席となる惨敗、そして「都民ファースト」が49議席を得て第1党となりました。共産党は17議席から19議席へ前進し、三多摩では5議席となりました。その他の政党別では、公明党・23議席、民進党・5議席、ネット・1議席、維新・1議席、無所属(都民推薦)・6議席となっています。

今回の選挙は安倍政権への都民(国民)の怒りが爆発的に示された結果であり、解散・総選挙で信を問えという国民の要求を実現し、安倍政権に審判を下すことが求められています。

(2) 安倍政権の改憲策動

安倍首相は「憲法9条に自衛隊を明記する改憲を行い、2020年に施行する」と宣言を行いました。憲法9条に(3)項を追加して自衛隊を明記することは「9条を空文化」し、「海外で武力行使が無制限に出来るようにする」ことにその狙いがあります。

この改憲の動きは、昨年強行成立させた戦争法に基づく「駆けつけ警護」での、南スーダンへの派兵強行、そして、先の通常国会で正規の審議抜きで自民・公明・維新が強行成立させた共謀罪など一連の策動と一体のものです。

改憲策動と戦争する国づくりは重大な局面を迎えています。安倍首相は年内にも自民党内で改憲案をまとめることを明らかにしています。世界中どこへでも、アメリカとともに戦争をする国づくりをするためのもので、絶対に許すことはできません。

(3) アベノミクスで広がる貧富と格差

異常な財界中心の政治により、人間らしい雇用が根底から破壊されようとしています。アベノミクスは破たんし、格差と貧困を急速に拡大しています。

アベノミクスの破たんは明らかで、大企業は、安倍政権発足前の 12 年と比べ、経常利益は 1.42 倍、内部留保は今年 1～3 月の法人企業統計で 400 兆円を初めて超えるまでに膨らみ、安倍政権発足後 80 兆円以上増やしました。一方、労働者の賃金はわずか 1.05 倍と微増にとどまり、上がりません。「トリクルダウン」の破たんは明らかで、貧困層の増大が進み、年収 200 万円以下のワーキングプアと言われる世帯は 2 年連続 1130 万人を超え、預金ゼロ世帯は 2016 年には 30.9%と過去最高になりました。安倍政権前は 1361 万世帯でしたが 2015 年には 1785 万世帯と 425 万世帯も増加しています。個人消費も低迷し、家計の消費支出は 1 年 8 ヶ月連続で前年同月を下回り、今年 5 月の家計支出は 15 年連続マイナスです。

その一方で、大企業の今年 3 月期決算では役員報酬 1 億円以上は過去最高になっています。大企業は法人税の減税、労働者には賃金抑制で、大企業が富み、国民は貧しく、貧富と格差が拡大しています。

2、労働者をめぐる情勢とたたかい

(1) 正規から非正規雇用へ置き換え顕著

2016 年の平均労働力調査では、非正規雇用の割合が 37.5%と総務省のこの調査開始以来最も高くなっています。過去 10 年の雇用者数は、2007 年の 5185 万人から 2016 年の 53891 万人と 195 万人増加しています。しかし、雇用形態別では正規雇用者は 3449 万人から 3364 万人へ 85 万人減少していますが、非正規雇用は 1735 万人から 2026 万人へ 281 万人増えています。

非正規の増加数は大企業の利益優先の労働法制改悪が原因で、「非正規雇用が社会標準」という雇用状況を作り出しています。

(2) 過労死と長時間労働とサービス残業

正規雇用労働者では過労死に通じる長時間労働と異常な過密労働が起きています。このことが過労自殺を招いています。

電通の若い女性の過労自殺の労災認定は大きな社会問題になっています。過労などが原因で「心の病」を患い、労災認定者された人が 2016 年度は 498 人となり、2 年ぶりに過去最多を更新しました。請求した人は 1586 人で 4 年連続過去最多を更新しました。認定者の原因別ではパワハラ(いじめ、嫌がらせ、暴行)が 74 件と最多です。自殺や自殺未遂をした人は 84 人、電通の高橋まつりさんも含まれています。

体の病気による労災認定も増え、「脳・心疾患」で労災認定者は、16 年度は 9 人増加の 260 人。うち 107 人が過労死しています。

さらに、長時間労働に伴うサービス残業の問題も深刻で、一定時間以上の残業は自動的に残業にしないことが強制される状況が一般的になっています。

サービス残業が社会問題としてクローズアップされる中で、宅急便最大手のヤマト運輸でサービス残業による、残業代の未払いが明らかになり、約 8 万 2 千人の社員の残業代の有無を調べ 5 万 9 千人分支払うことになりました。未払いサービス残業代は 230 億円に達しています。このサービス残業の裏には上司のパワハラが必ずと言ってよいほどあります。

8 時間働けば普通に暮らせる社会や個人の尊厳が守られる職場を求めて行く事が必要です。

(3) 安倍「働き方改革実行計画」は働き方改悪

安倍首相が議長となって取りまとめた「働き方改革実行計画」が 3 月 28 日発表されました。時間外労働の上限を「原則 45 時間、年 360 時間」とし、特別な事情があれば「年 720 時間(月平均 60 時間)」まで認めます。休日労働を合わせると最大年 960 時間(毎月 80 時間)まで残業させることが出来ます。そして、「繁忙期には 1 か月最大 100 時間未満」の残業を認めています。これは過労死労災認定基準と同じ水準で、過労死推進計画と言えます。

さらに「残業代ゼロ法案」早期成立を目指すとしています。その上「雇用契約によらない働き方」を拡げる方針を打ち出し、労働法制の枠外労働を増やし、低収入と長時間労働を拡大して、格差と貧困をひどくして新たな非正規雇用問題を引き起こそうとしています。

安倍首相は「非正規という言葉を一掃する」「同一労働同一賃金を実現する」と繰り返してきました。しかし、ガイドラインでは人事コースや責任の違いで賃金に差が出てよいとなっています。まさに、経団連が「仕事・役割・貢献度」に応じて処遇すべきと主張した通りの内容になっています。

実行計画は労働者保護の労働法制を「多様で柔軟な働き方を選択する社会」の壁として取り除こうとしています。実行計画には働く者の保護は無く、格差を拡大するなど生活改善の視点がありません。

労働規制を強化を実現することが、求められています。

(4) 全国平均で最賃 25 円引き上げ

2016 年の最低賃金は、全国加重平均で 25 円の引き上げとなり、前年の 798 円から 823 円になりました。最高は東京の 932 円で、最低は沖縄・宮崎の 714 円です。今回の改定で地域間格差はさらに広がり、214 円から 218 円となりました。最低賃金の格差は 2006 年の 109 円から広がり続け、2016 年には 218 円と倍加しており、そのことが地方からの労働力流出を起こしています。

最低賃金については年率 3%の引き上げで 2020 年までに平均 1000 円を目指すとしていますが、3%では 1000 円が実現するのは 6 年後の 2023 年で、労働者の要求からかけ離れています。

昨年の改定でも全労連をはじめ、弁護士会などからも「今すぐ 1000 円にして、1500 円をめざす」という声が上がりました。全国各地の最低生計費資産調査でも 22~24 万

円が最低必要となっています。「今すぐどこでも 1000 円にして、1500 円をめざす」ことが急務となっています。CU 東京は 1500 円を要求して運動を進めます。

(5) 労働組合組織率は 17.3%、100 人未満事業所では 1%未満の組織率

2016 年 6 月の労働組合基礎調査では、労働組合員数は 994 万人(5 万 8 千人増)と増加していますが、雇用者数は 75 万人増加していて、組織率は 0.1 減の 17.3%となっています。組合数も 301 組合減少しています。

女性労働組合員数は 319 万人で前年より 7 万 2 千人増で、推定組織率は 12.5%となっています。ここにはパートタイム労働者の組合員数が 10 万 6 千人増加して、113 万 1 千人になったことが反映しています。

民間は 849 万人で 1.0%増、公務は 86 万人で 1.4%減となっています。企業規模でみると 1000 人以上企業は 551 万人(6 万 4 千人増)で組織率 44.3%(1.4 減)ですが、99 人以下の企業では 22 万人(6000 人減)で組織率 0.9%と 1%にも達していない状況です。中小企業労働者は労働組合を全く経験しないまま働いていることとなります。

全労連 77 万 6 千人(2 万 9 千人減)、連合 688 万人(1 万人減)、全労協は 11 万 2 千人(5 千人減)です。

(二)2016年度の運動の経過

1、三多摩の駆け込み寺の役割果たした労働相談

(1) 労働相談の内容と特徴

昨年度の労働相談件数は、33 件(2016 年 7 月～17 年 6 月)ありました。内訳では、解決件数が 13 件(前年からの継続 1 件含む)、継続中が 7 件、相談のみが 13 件、中止が 1 件となっています。

相談内容では雇止め・解雇事案が 16 件と最も多く、賃金未払い事案が 5 件、職場の待遇・生活問題が 7 件というのが主な相談でした。中には退職させてもらえない、というものもありました。

正規雇用者は 9 人、非正規が 23 件(不明 1 件)と圧倒的に非正規雇用者の相談が多いのが特徴になっています。

具体的な事例では、障がい者枠で契約社員として雇用されたが、上司のいじめなどのパワハラで病気が進み、休業したところ次回の雇止めを通告されたケースでは、雇用先を紹介したハローワークに責任を果たさせた結果、いじめた上司の解雇と雇用の継続を勝ち取ることが出来ました。

また、3 年ほど働いていた期限のないアルバイト先で突然解雇を言い渡され、様々なところに相談してみたがどこでも「仕方がないのでは」と言われ、組合で初めて「その解雇は無効で、解雇理由書を取って闘いましょう」と言われた、「本当に嬉しかった」という声がありました。結果的に時給がよい事業所に転職しましたが、解雇も取り消されました。

□別紙一覧表参照

（２）労働相談の結果と運動の教訓

１）労働相談を重視した取り組み

三多摩協議会が受けた相談件数は、地域労働組合としての役割を十分に果たしていることを証明しています。そして、相談者のうち 15 人が現在も組合に残っています。それ以外に3人はすでに組合員でした。

この相談の取り組み結果は、組合結成の原点である労働相談を最も重要な組合活動に位置付けてきた事にあります。そして、相談体制づくりや相談当番、学習会などを確立してきたことが重要な点でした。そして、三多摩の駆け込み寺の役割を果たした取り組みでした。

２）八王子合同法律事務所の支援と相談体制の強化

労働相談の強化の点では、八王子合同法律事務所・白根弁護士の支援が大きな役割を果たしました。白根弁護士の協力・支援の重要性は三多摩協議会が労働相談を行う上で、欠くことが出来ないものでした。毎月の事務局会議に出席してもらい、個別事案の討議に参加するとともに、執行委員会での学習活動での協力などを行ってもらいました。また、法廷闘争でも役割を發揮しています。

また、相談体制の強化を追求し、9 人の体制から 12 人の相談体制に強化しました。このことで個別の相談員の負担の軽減と、3 人以上の相談チームの確立を進めることが出来ました。

３）事務所の当番体制の充実化

事務所の当番の体制も強化してきました、当初 8 人だったものを昨年度は 12 人体制まで前進させて、確立してきました。

また、一昨年から使い始めた組合の携帯電話も有効な力になっています。組合当番は週 2 日だけのため、留守の間は組合携帯電話にかかってくるケースが多くなっています。この携帯も現在、2 週間単位で 8 人が持ち回りで担当しています。

４）定期的な学習や宣伝行動・ホームページの取り組み

組合の宣伝活動も昨年は8回取り組みました、従来は立川駅が中心でしたが、昨年は西武線(玉川上水駅、東大和市駅)や京王線(多摩センター駅)での宣伝も行い、様々な政治課題と合わせてCU東京三多摩協議会の労働相談の取り組みなども宣伝しました。また、執行委員会に合わせた学習会も 3 回実施しました。労働相談関係や地域労組の果たす役割、政治課題や情勢学習などを実施しました。

そして、ホームページを通じたCU東京三多摩協議会の紹介も行い、ホームページを通じた相談依頼もありました。しかし、このホームページは「ヒカリ回線」ではないため、容量が少なく、改修が必要になっています。

2、組合員の結びつきを強める取り組み

(1) 機関紙活動を重視し、組合員への情報提供を強化

組合員との結びつきを強める活動は組合を発展・強化するうえで極めて重要な活動と位置付けています。基本的に組合員同士が会う機会は、組合活動に参加した時に限られます。そのため、組合員の交流の機会をつくること、組合の情報を伝えることを重視して取り組みました。

情報の提供では、毎月機関紙「CU三多摩」と本部機関紙「コム्यूート」を組合員へ毎月送付してきました。紙面の中でも、労働相談を掲載し、どのような相談をしているか伝えてきました。さらに、執行委員はどんな人がやっているのかなども紹介してきました。この活動紹介は、組合員の関心を強めることにつながっています。さらに、強めて行きます。

(2) 組合員交流と地域イベントの取り組み強化

組合員の交流では、学習交流を企画し、だれでも参加できる学習会として執行委員会を開催してきました。実際は執行委員以外では参加は少ない状況ですが、より魅力のある学習を開催します。

さらに組合員交流会の実施や地域イベントにも参加してきました。組合員の交流会では毎年実施している小金井公園での「花見の会」を昨年度も実施しました。昨年度は雨だったので、北多摩西教育会館で実施し、約20人が参加しました。昨年10月には、拡大決起集会を兼ねたBBQ大会も実施しました。そして、新春のつどいも毎年開催し昨年度は42人の参加でした。

地域イベントでは、小金井平和盆踊り、清瀬平和と健康祭りに参加し、組合員の参加と地域での共同関係を前進させてきました。

前進座の観劇の取り組みも取り組みました。昨年10月に「たいこどんどん」、今年5月に「裏長屋騒動記」の観劇をそれぞれ行いました。

3、CU 東京 1000 人、三多摩協議会 300 人組織を目指す取り組み

(1) 組織の前進を目指した拡大運動

組織拡大の取り組みは、財政基盤や地域での存在感を強めるうえで重要なものです。昨年、CU 東京は12月に1000人を突破し、春の拡大で1100人を突破し、三多摩協議会も大きな役割を果たしました。

三多摩協議会では地域労組としての影響力や財政基盤の確立の大きな目安として昨年度は300人組織の実現を目指してきました。そして、昨年大会時165人から210人の組織に前進してきました。

東京土建に対する拡大では、前年のような支部組織を通じた要請での拡大行動の取り組みは行いませんでしたが、多摩北ブロックの支部を中心に、拡大要請を行いました。その結果、府中国立支部から4人が加入しました。その他個別に東京土建の関

係での加入は、続きました。また、拡大決起のバーベキュー大会も 10 月に開催しました。春の拡大は、組織的な要請は行わず、個別の加入の訴えを行ってきました。

また、労働相談での加入は16人あり 1 人脱退しましたが、相談を機に加入し 15 人がそのまま残っています。

課題としては、前年度のように大規模に取り組めなかった点と様々な団体への呼びかけが進まなかった点があげられます。

(2) 組織活動の強化を目指して

1) 執行委員会と事務局会議の確立強化

昨年度は執行委員会を隔月第 2 日曜日開催で行い、日曜開催での現役役員の出席者確保を進めました。また、事務局会議は毎月開催しました。会議は定例で行われ、事務局・執行委員の意思統一を深めました。

執行委員体制の強化を進め、年度途中に 2 名を追加し、20 人体制に前進させました。また、事務局体制も 3 人追加し、12 人体制に前進させました。

2) 多摩稲城分会設立

地域での分会設立の方針を出してきましたが、3 月 31 日三多摩協議会で初めて多摩稲城分会が発足しました。発足人員は 40 人で組織人員 1 人当たり毎月 100 円を支給することになりました。各役員も選出し、定期的な分会会議の開催と宣伝や労働相談の活動に取り組んでいます。

3) 三多摩労連・三多摩春闘共闘に加盟

三多摩地域の中で CU 三多摩協議会をより多くの組合に知ってもらう事や活動内容を理解してもらうこと、同時に様々な共闘関係を発展させるために昨年は三多摩労連に加盟し、昨年末に春闘共闘にも参加しました。さらに、地域の中で協力協同の関係を深めます。

4、国民のいのちと暮らしを守る行動

平和やいのちを守る取り組みも行ってきました。平和の運動では、戦争法強行 1 周年国会行動への参加をはじめとして、オスプレイ配備反対横田集会などに参加し、最賃引き上げでは東京労働局前で座り込みに参加しました。

三多摩の春闘集会やメーデー集会にも積極的に参加してきました。

二、2017年度の課題と方針

(一)9]条破壊の憲法改悪に反対する運動の強化

日本国憲法は、9条という世界で最も進んだ「恒久平和主義」の条項を持ち人権条

項が、国の在り方、権力の無法人権侵害から国民を守り、暮らしや働き方などを示し、「たたかいのよりどころ」になっています。

憲法28条は団結権、団体交渉権、団体行動権(ストライキ権)という労働基本権を保証し、労働組合の役割を明示しています。労働組合は平和、民主主義、個人の尊厳を願う多くの市民と連帯して「安倍政権の『壊』憲策動」と対決し、「9条守れ、憲法擁護」の課題を中心に据えて取り組むことが求められています。

CU東京三多摩協議会は憲法改悪の危機に、「憲法変えるな、政治を変えろ」の市民運動、国民各層が連帯した運動で「野党と市民の統一候補」の勝利で「憲法改悪を許さない政治の実現」を目指します。

(二)働くものと国民のいのちと暮らしを守る取り組み

現在の格差と貧困の深刻化は、大企業の利益優先の経済政策が強行された結果であり、人間らしい雇用のルール破壊があります。派遣法の改悪をはじめとする労働法制の規制緩和によって、非正規雇用が急激に増加し、賃金の低下など労働条件の悪化が進みました。正社員には異常な長時間・過密労働、若者を使い捨てるブラック企業など、日本の雇用条件全体が悪化しています。

CU三多摩協議会は非正規が4割に達する状況で、第1に「8時間働けば暮らせる社会」「個人の尊厳が守られる職場」の実現を目指し、第2に「働く者を大切にする労働法制の実現」で、経済と産業のまともな発展を目指します。そして、第3にそのために全国一律最低賃金の法制化と「最低賃金要求を1500円」とします。

(三)地域労働者の要求に応え、労働相談を前進させる取り組み

CU三多摩協議会の中心的運動として、労働者の要求にこたえる労働相談をさらに強め、取り組みを強化します。その運動を前進させるために、地域労働組合として個人の尊厳を守る「駆け込み寺」の旗を大きく掲げる取り組みを行います。

様々な機会に、働く者の権利・生活を守る運動を通じて、地域労組の社会的役割を果たしているCU三多摩の組合の旗を大きく掲げます。

また、労働相談体制の量的・質的強化を進めます。その取り組みとして、定期的に労働法制の学習会を、全組合員を対象に開き、労働法制を広める取り組みを行います。そして、学習を通じ事務局の労働相談への対応能力を引き上げます。

八王子合同法律事務所の白根弁護士をはじめ支援弁護団との関係強化を引き続き進めます。学習会の進め方については、9月以降集中的に論議を進めます。その論議にも、白根弁護士にも参加してもらいます。

(四)300人の組織を目指す取り組み

CU三多摩300人組織の実現は、安定した組合運営に欠かせません。今年度内に3

00人組織が見通せるように、様々な組合や組織の協力を得る取り組みを強めます。

CU 三多摩は労働者の生活・権利を守り、地域の労働者としての駆け込み寺の役割を果たしています。この活動を前進・発展させるうえで「経験豊富な労働組合」が支援・協力をしてくれることは、地域の労働者の権利を守ることになり、その労働組合の重要な社会的活動にもなります。

今年度は、その協力を受けるための「懇談と共同」の活動に取り組むことを重視します。そして、懇談では CU 東京三多摩協議会の地域での活動の現状や果たしている役割を説明し、労働組合などの理解を深めます。そして、協力組合員の重要性を伝えて、支援・協力を要請します。

懇談相手としては、三多摩労連、都教組各支部、年金者組合、各地域労連、東京土建各支部などを検討します。そして、労働組合には「役員の派遣」「協力組合員の登録」「組合員の身近な未組織労働者の加入」などを要請・懇談します。

また、300人組織を目指すうえで、組合員ひとりひとりの関係を強化しなければなりません。そのためには、参加できる会議や発言できる会議の設置が必要です。

昨年度最初の分会が設立されましたが、更に分会づくりを前進させて、多くの組合員が参加できる組織作りを進めます。

同時に、全組合員が交流する場を作ることを検討します。機関紙づくりにも工夫を加え、更に労働相談の欄を充実させると同時に、組合費の使われ方など、組合を身近に感じる企画を紙面に取り入れます。また、ホームページで情報を十分に伝えられるように、改修を検討します。そして、様々な取り組みを通じて、組合員が積極的に活動に参加できことをめざします。

(五) 執行委員会などの強化

執行委員会と事務局会議の強化は組織の前進に欠かせません。今年度もその強化に努めます。体制強化として、執行委員会の選出を拡げます。様々な機会に参加を呼び掛け、年度途中の選出を行います。

執行委員会の隔月日曜開催は、今年度も引き続き現役役員の参加を保障する意味で続けます。

事務局会議については、原則として今年度は毎月第2火曜日を定例日にして、定期開催を行います。事務局会議では、労働相談の報告や担当の論議を行い、必要に応じて組合員に広く参加を呼び掛ける学習会なども行います。

2017年度第1回執行委員会は以下の日程で開催します。

□日程 9月10日(日) 午後2時開会

□会場 国分寺労政会館

2017年度第1回事務局会議は次の日程で開催します。

□日程 8月8日(火) 午後1時

□会場 北多摩西教育会館